

第59期

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2023年3月28日（火曜日）
午前10時

開催
場所

和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山
6階 ルグランA

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたして
おりません。

決議
事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員
である取締役を除く。）
7名選任の件
第3号議案 監査等委員である
取締役3名選任の件

目次

| | |
|-------------------|----|
| ■ 第59期定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| ■ 株主総会参考書類 | 6 |
| ■ 事業報告 | 17 |
| ■ 連結計算書類 | 49 |
| ■ 計算書類 | 52 |
| ■ 監査報告書 | 55 |

議決権行使期限

2023年3月27日（月曜日）
午後6時まで

新型コロナウイルス感染防止対策へのご協力をお願い
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、
インターネット又は書面（郵送）による議決権の事
前行使をご検討くださいますようお願い申しあげま
す。なお、今後の状況により、株主総会の運営等に
大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトでお
知らせいたします。
当社ウェブサイト ▶ <https://www.cyber-l.co.jp>

証券コード 3683
2023年3月10日
(電子提供措置の開始日 2023年3月6日)

株 主 各 位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社 **サイバーリンクス**
代表取締役社長 村上恒夫

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の URL にアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.cyber-l.co.jp/ir/information/other01/>



本株主総会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、インターネット又は書面による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述の「議決権行使に関するご案内」をご確認いただき、2023年3月27日(月曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



記

1. 日 時 2023年3月28日（火曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）
 2. 場 所 和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
 - ◎報告事項
 1. 第59期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第59期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件
 - ◎決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 4. 議決権の行使についてのご案内
 - (1) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、2023年3月27日（月曜日）午後6時までに行使してください。
インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - (2) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月27日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送ください。
各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 以 上

新型コロナウイルス感染拡大防止対策へのご協力をお願い

- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、インターネット又は書面（郵送）による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご来場される株主さまにおかれましては、マスクをご持参・着用のうえ、受付において検温及びアルコール消毒のご協力をお願い申し上げます。
- ◎発熱等の体調不良がみられる場合や、感染拡大防止対策へのご協力を得られない場合は、入場をご遠慮いただきますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会会場では、感染拡大防止の観点から、間隔をあけた座席配置とするため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会に出席する役員及び運営スタッフは、検温含め体調を確認のうえ、マスク及び一部スタッフは手袋を着用して対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、感染リスク低減を目的に、議場での報告事項及び決議事項議案の詳細な説明は省略し、時間を短縮した議事進行を予定しております。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意いたしておりません。
- ◎今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイトでお知らせいたします。

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
 - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査した対象書類の一部であります。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

● 議決権行使に関するご案内

インターネットにより議決権を行使される方へ



インターネットによる議決権行使は、次のいずれかの方法によって可能です。

- ①QRコードを読み取る方法「スマート行使」
- ②議決権行使コード・パスワードを入力する方法

次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限 2023年3月27日（月曜日）
午後6時受付分まで有効

- インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 今回ご案内するパスワードは、本株主総会に関するのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えますとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使ウェブサイトの画面の案内に従ってお手続きください。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

書面により議決権を行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2023年3月27日（月曜日）
午後6時到着分まで有効

当日出席される方へ



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

※株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに、代理権を証する書面をご提出ください。

日 時 2023年3月28日（火曜日）
午前10時（午前9時15分より受付開始）

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

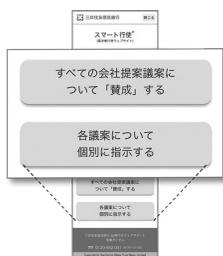
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

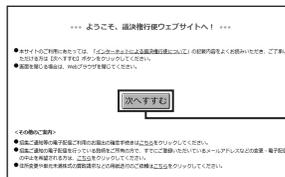
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

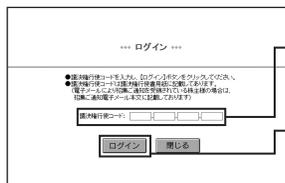
議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

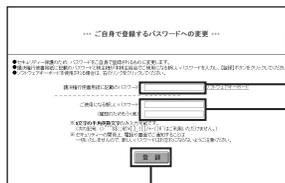
- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力

実際にご使用に
なる新しいパス
ワードを設定し
てください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第59期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 13円00銭 総額 144,353,404円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年3月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため2名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------|---|----------------|
| 1 | むら かみ つね お 村上 恒夫 (1947年11月13日生) | 1979年10月 当社 専務取締役 1990年4月 当社 代表取締役専務 1993年11月 当社 代表取締役社長（現任） 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締役（現任） 2022年7月 (株)シナジー 取締役（現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役 (株)シナジー 取締役 | 384,757株 |
| 2 | ひがし なお き 東 直樹 (1956年4月11日生) | 1993年11月 (株)近畿中部レジホンセンター(現(株)サイバーリンクス)入社 1997年6月 同社 取締役システム開発部長 2000年1月 当社 取締役リテイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役（現任） 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締役（現任） 2022年7月 (株)シナジー 取締役（現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役 (株)シナジー 取締役 | 20,806株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|---|----------------|
| 3 | ゆ かわ たか し 湯川 隆志 (1958年1月17日生) | 1998年1月 (株)整理回収銀行(現(株)整理回収機構)入行 1998年7月 同行 退行 1998年8月 当社 入社 2000年1月 当社 移動通信部長 2001年6月 当社 モバイルネットワーク部長 2002年3月 当社 取締役モバイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任) [重要な兼職の状況] 該当事項なし | 17,940株 |
| 4 | みず ま いつ のぶ 水間 乙允 (1961年10月4日生) | 1984年4月 (株)インアンドイン入社 1986年4月 同社 退社 1991年3月 ナード(株)設立 取締役 2000年12月 同社 取締役 退任 2001年1月 当社 入社 リテイルネットワーク部担当部長 2005年5月 当社 技術統括室長 2008年1月 当社 事業推進本部副本部長 2012年4月 当社 執行役員最高情報責任者(CIO)(現任) [重要な兼職の状況] 該当事項なし | 28,400株 |
| 5 | もり た よし つぐ 盛田 義次 (1956年12月20日生) | 1980年4月 (株)南大阪電子計算センター 入社 2016年12月 同社 取締役 2018年12月 同社 常務取締役 2021年12月 同社 取締役副社長 2022年12月 同社 代表取締役社長(現任) [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 代表取締役社長 | 20,064株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 6 | <p style="text-align: center;">たけ だ よし のぶ 武田 好修 (1952年5月9日生)</p> | <p>1976年4月 デジタルコンピュータ㈱入社 1986年1月 ㈱データ・アプリケーション出 向、取締役 1988年12月 同社 転籍 2005年6月 同社 代表取締役専務 2009年4月 同社 取締役執行役員CTO 2010年4月 同社 取締役常務執行役員CTO 2015年4月 同社 代表取締役社長執行役員 2020年4月 同社 取締役 2022年3月 当社 取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当事項なし</p> | 一株 |
| 7 | <p style="text-align: center;">ほん ま ひで あき 本間 英明 (1957年11月24日生)</p> | <p>1982年2月 本間英明土地家屋調査士事務所 開設 1985年11月 ㈱中央調査設計 取締役社長 2004年7月 ㈱アイディーユー総合事務所 (現㈱エスクロー・エージェント・ ジャパン) 代表取締役 2007年4月 ㈱エスクロー・エージェント・ ジャパン 代表取締役社長 2009年5月 ㈱中央グループホールディング ス 代表取締役会長 2014年5月 ㈱エスクロー・エージェント・ ジャパン・トラスト(現㈱エス クロー・エージェント・ジャパ ン信託) 取締役(現任) 2017年7月 ㈱中央グループ 取締役 2017年11月 ㈱中央グループ 代表取締役会長 (現任) 2018年4月 ㈱ネグプラン(現㈱中央グルー プ) 取締役 2021年5月 ㈱エスクロー・エージェント・ ジャパン 代表取締役会長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] ㈱エスクロー・エージェント・ジャパン 代 表取締役会長</p> | 一株 |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 村上恒夫氏は、当社の代表取締役就任後、長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社事業の成長を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験を活かして当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者といいたしました。
3. 東直樹氏は、入社以来、流通クラウド事業及び官公庁クラウド事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といいたしました。
4. 湯川隆志氏は、入社以来、モバイルネットワーク事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者といいたしました。
5. 水間乙允氏は、新任の取締役候補者であります。同氏は、ブロックチェーン・分散型ID基盤を含めたIT技術に精通しており、これまでのCIOとしての知識・経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といいたしました。
6. 盛田義次氏は、新任の取締役候補者であります。同氏は、長年にわたり株式会社南大阪電子計算センターの取締役を務められ、同社の事業拡大に貢献してまいりました。官公庁クラウド事業における豊富な知識・経験を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断し、取締役候補者といいたしました。
7. 武田好修氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたり株式会社データ・アプリケーションの取締役を務められており、同氏の有する豊富な経営経験とテクノロジーに対する深い見識を当社の経営全般に活かしていただけることを期待し、社外取締役候補者といいたしました。
8. 武田好修氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
9. 当社は、武田好修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
10. 当社は、武田好修氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
11. 本間英明氏は、新任の社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたり株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの取締役を務められ、豊富な経営経験を有しております。また当社トラスト事業がターゲットとしている不動産業界に関する豊富な経験・知識を有しており、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たしていただけることを期待し、社外取締役候補者といいたしました。
12. 本間英明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
13. 本間英明氏の選任が承認された場合、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
14. 武田好修氏及び本間英明氏は、当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。

15. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されず。
16. 各候補者の所有する当社株式の数は、2022年12月31日現在のものであります。
17. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-------|--|--|----------------|
| 1 | つえ たき じゅん いち 潰瀧 順一 (1952年6月19日生) | 1975年4月 和歌山県庁 入庁 2009年4月 和歌山県企画部政策統括監（関西国際空港・IT担当） 2010年4月 和歌山県企画部企画政策局長 2011年4月 和歌山県伊都振興局長 2013年3月 和歌山県庁退職 2013年6月 和歌山県商工会連合会専務理事 2016年3月 当社 監査役 2021年3月 当社 取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] 該当事項なし | 一株 |
| 2 | とよ だ やす ふみ 豊田 泰史 (1954年7月7日生) | 1985年4月 弁護士登録（和歌山弁護士会） 1990年4月 豊田法律事務所（現 あすか総合法律事務所）開設 所長（現任） 2021年7月 当社 取締役（監査等委員）（現任） [重要な兼職の状況] あすか総合法律事務所 所長 | 一株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|--|---|----------------|
| 3 | <p style="text-align: center;">もり もと てっ べい 森本鉄平 (1978年12月27日生)</p> | <p>2004年12月 EY新日本有限責任監査法人 入所</p> <p>2008年6月 公認会計士登録</p> <p>2010年10月 アーンスト・アンド・ヤング トロント事務所 出向</p> <p>2012年3月 EY新日本有限責任監査法人 帰任</p> <p>2021年1月 公認会計士森本鉄平事務所 所長(現任)</p> <p>2021年1月 税理士法人エムズ会計 入社</p> <p>2021年3月 税理士登録</p> <p>2021年3月 税理士法人エムズ会計 社員(現任)</p> <p>2021年4月 南富士有限責任監査法人 代表社員(現任)</p> <p>2022年2月 ライオンケミカル(株)取締役(現任)</p> <p>2023年1月 MINAMI FUJI ASIA PACIFIC SINGAPORE PTE.LTD. Director(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 税理士法人エムズ会計 社員 公認会計士森本鉄平事務所 所長 ライオンケミカル(株)取締役</p> | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 潰瀧順一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、行政分野における長年の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
3. 豊田泰史氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、会社法をはじめとする企業法務に精通していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。
4. 当社は、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は、両氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。

6. 潰瀧順一氏及び豊田泰史氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
7. 森本鉄平氏は、新任の社外取締役候補者であります。
同氏は、公認会計士及び税理士としての経験を通じて培われた監査・会計及び税務における豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。
8. 森本鉄平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
9. 森本鉄平氏の選任が承認された場合、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
10. 潰瀧順一氏、豊田泰史氏及び森本鉄平氏は、当社における社外取締役の独立性に関する基準を満たしております。
11. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されません。

【ご参考】取締役候補者のスキルマトリックス

サイバーリンクスグループの中期経営計画の実現に向け、取締役会が特に備えるべき分野を定義しております。

第2号議案、第3号議案が承認可決された場合における、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

| 氏名 | 当社における地位 | 企業経営 経営戦略 | 事業・ 業界経験 | テクノロ ジー | 財務・ 会計 | 法務・ コンプラ イアンス | ガバナンス |
|-------|-------------------|--------------|-------------|------------|-----------|---------------------|-------|
| 村上 恒夫 | 代表取締役社長 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 東 直 樹 | 常務取締役 | ○ | ○ | | | | ○ |
| 湯川 隆志 | 常務取締役 | ○ | ○ | | | | ○ |
| 水間 乙允 | 取締役 | | ○ | ○ | | | ○ |
| 盛田 義次 | 取締役 | ○ | ○ | | | | ○ |
| 武田 好修 | 取締役 (社外) | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 本間 英明 | 取締役 (社外) | ○ | ○ | | | | ○ |
| 潰瀧 順一 | 取締役(社外・ 監査等委員) | | ○ | | | | |
| 豊田 泰史 | 取締役(社外・ 監査等委員) | | | | | ○ | |
| 森本 鉄平 | 取締役(社外・ 監査等委員) | | | | ○ | | |

(注) 上記一覧表は、各取締役の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

【ご参考】 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- A. 当社グループの取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の2%を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
- B. 当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の2%を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
- C. 当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- D. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の1事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- E. 当社議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者
- F. 過去2年間においてAからEまでのいずれかに該当していた者
- G. 次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - （a）AからFまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
 - （b）当社の子会社の業務執行者
 - （c）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （d）過去2年間において（b）、（c）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以 上

事業報告

〔2022年1月1日から
2022年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、このところ一部に弱さがみられるものの緩やかに持ち直しており、先行きにつきましては、ウィズコロナ下での各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、物価上昇、円安、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における新型コロナウイルスの感染拡大の影響に十分注意する必要があります。

当社グループがサービスを提供する市場におきましては、人口減少等の社会構造の変化や、ウィズコロナへの対応等から、DX（注）やデジタル化が急速に進んでおります。

流通食品小売業においては、感染症による脅威の継続に加え、原材料や物流費の高騰を背景とする仕入価格の上昇に直面しており、コストの吸収に苦慮しています。中長期的な視点に立てば、人口減少に伴う市場縮小の脅威にさらされており、また、共働きや単身世帯の増加といったライフスタイルの多様化を背景とするコンビニエンスストア、ドラッグストア、インターネット販売事業者など他業態との競争激化や、人材不足及びそれに伴う人件費高止まりといった問題に直面しております。このように厳しさを増す経営環境を打開するには、DXの推進等により、店舗運営の効率化や、卸売業・製造業との連携によるサプライチェーンの最適化など、生産性向上に向けた取組を進めることが不可欠となっております。

官公庁においては、ガバメントクラウド（注）を活用した自治体の基幹業務システムの統一化・標準化に向けた取組のほか、2022年9月には総務省から「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第2.0版】」が示されました。また、「マイナンバーカード」については健康保険証並びに運転免許証との一体化時期の前倒しがデジタル庁より発表されるなど今後の普及・利用促進が期待され、住民サービスの向上と行政の効率化がさらに加速するものと考えられます。

さらに、コロナ禍を契機とする商慣習の変革は業種を問わず進んでおり、とりわけ、紙・対面に基づく様々なやりとりをサイバー空間において実現するためのデータ流通基盤となる「トラストサービス」へのニーズは飛躍的に高まっており、今後、簡易かつ信頼性の高いサービスが急速に普及していくと考えられます。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）」に、ブロックチェーン技術（注）を活用したWeb 3. 0（注）が盛り込まれ、分散型のデジタル社会の実現に向けて、国を挙げて環境整備を図る方針が打ち出されました。

携帯電話販売市場においては、株式会社NTTドコモの「ahamo」をはじめとする通信キャリア各社のオンライン専用プランの利用拡大や、株式会社NTTドコモよりエリア毎のドコモショップを適切な店舗数・店舗規模に見直す方針が打ち出され、足元では店舗の閉店や統廃合の動きが活発化するなど、販売代理店にとって厳しい状況が続いております。一方で、5Gサービスの拡大による新たな需要や、2026年3月に予定される3Gサービス終了に向けた端末買い換え需要などの事業機会も見込まれます。また、株式会社NTTドコモが総務省「令和4年度 利用者向けデジタル活用支援推進事業」の事業実施団体に採択され、ドコモショップが地域のICTサポート拠点としての役割を担うことも期待されております。

このような状況のもと、「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトに、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質かつ高機能なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高12,225百万円（前期比7.7%減）、営業利益1,127百万円（前期比19.3%増）、経常利益1,141百万円（前期比19.1%増）、モバイル・メディア・リンク株式会社の吸収合併に伴う段階取得に係る差益79百万円を特別利益に計上したことにより親会社株主に帰属する当期純利益909百万円（前期比41.0%増）となり、3期連続で過去最高益を達成しました。

また、当社グループが経営上の重要指標と位置付ける定常収入（注）は、サービス提供の拡大により236百万円増加し、6,917百万円（前期比3.5%増）となり、順調に推移しました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31

日。以下「収益認識会計基準」という)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は239百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は76百万円増加しております。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

<流通クラウド事業>

流通クラウド事業におきましては、小売業向けEDIサービス「BXNOAH」や、流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@rms基幹」等のクラウドサービス提供拡大により定常収入が増加しました。サービス導入時の作業費や個別カスタマイズ費用等、定常収入以外の収入も増加しました。

流通業界における商談のDXを実現する企業間プラットフォーム「C2Platform」の商談支援サービスについては、大手食品小売業数社からの受注を獲得し、2023年度稼働に向け作業を進めるなど、今後のサービス提供拡大に向けた取組を進めました。

また、加工食品卸売業向けEDIサービス「クラウドEDI-Platform」について、2022年7月に大手のユーザーが1社増加し、加工食品卸売業の売上高上位10社のうち、8社が同サービスを利用することとなりました。

さらに、「@rms基幹」の新機能開発投資の実行や他社システムとの連携強化を図るなど等、更なる商品価値の向上に取り組みました。

中大規模顧客向け「@rms基幹」にかかる償却が概ね終了したことによりソフトウェア償却費が、また、前述の「C2Platform」にかかる研究開発フェーズが2021年6月までに完了したことなどにより研究開発費が、それぞれ減少しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,284百万円（前期比6.5%増）、セグメント利益（経常利益）は813百万円（前期比43.8%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用しない従来の方法によった場合の当連結会計年度における売上高は4,233百万円（前期比5.3%増）、セグメント利益（経常利益）は794百万円（前期比40.5%増）となります。

<官公庁クラウド事業>

官公庁クラウド事業におきましては、防災行政無線デジタル化工事やG I G Aスクール関連などの特需案件や、医療情報分野における大型のシステム更新案件があった前期に比べ、減収となりました。他方、外注コストをかけずに対応が可能な小型の案件を着実に受注したことにより、収益性が向上し、増益となりました。

また、マイナンバーカードを活用した本人確認・電子署名により、自宅に居ながら、自治体への税務申請や相談を行うことができる自治体D Xサービス「Open LINK for LIFE みんなの窓口」をリリースするなど、今後の成長につなげるための取組を進めました。

さらに、2022年7月に株式会社シナジーを子会社化し、グループ全体での相乗効果を発揮するための取組を進めました。なお、同社の損益計算書の連結は、2023年12月期連結会計年度から開始する予定です。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,296百万円（前期比14.0%減）、セグメント利益（経常利益）は712百万円（前期比19.4%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用しない従来の方法によった場合の当連結会計年度における売上高は5,089百万円（前期比17.4%減）、セグメント利益（経常利益）は654百万円（前期比9.8%増）となります。

<トラスト事業>

トラスト事業におきましては、「マイナトラスト電子委任状サービス」や、ブロックチェーン技術を利用したデジタル証明書発行サービス「Cloud Certs」の提供等により定常収入は増加したものの、新サービスの開発等にリソースを集中させたため、既存サービスの導入があった前期に比べ、売上高は減少しました。利益面においては、「Cloud Certs」の取得費用を計上した前期に比べ、赤字幅は縮小いたしました。

DXへの機運が醸成されるに伴い、「Cloud Certs」への関心が高まっております。直近では、一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が運営する「TOEIC® Program」公開テストのデジタル公式認定証に採用され、2023年4月から稼働する予定となっております。大規模検定試験としては日本初の取組を成功させるべく、着実に準備を進めてまいります。

一方、不動産登記の完全オンライン化を実現するサービスの開発等、引き続きマイナンバーカードをベースとした新たなサービスの開発を進めました。

他方で、ブロックチェーン技術や分散型ID（注）技術等に関して、2022年5月の韓国RAON SECURE社との業務提携の合意に加え、同年9月には国立大学法人和歌山大学との共同研究についても合意するなど、将来のビジネス展開に向け、社外との協力体制の構築を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は47百万円（前期比50.0%減）、セグメント損失（経常損失）は236百万円（前期はセグメント損失349百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度における売上高及び、セグメント損失（経常損失）への影響はありません。

<モバイルネットワーク事業>

モバイルネットワーク事業におきましては、株式会社NTTドコモによる端末購入に係る割引施策の方針変更のため顧客の実質端末購入価格が高額化したこと等により端末販売台数は減少し、端末販売に係る売上は減少しました。また、2021年10月より株式会社NTTドコモからの支援費が減少した影響などにより、端末売上以外の収入も減少しました。

また、株式会社NTTドコモからドコモショップをエリア毎に適切な店舗

数・店舗規模に見直す方針が打ち出されたことを踏まえ、地域における強力な販売パートナーとなることを目的に、和歌山県下においてドコモショップを運営するモバイル・メディア・リンク株式会社と株式会社ケイオープランを2022年12月に吸収合併しました。その結果、当社が運営するドコモショップは4店舗増加し11店舗となり、和歌山県内のドコモショップ全23店舗のうち約半数の店舗を当社が運営することとなりました。なお、合併により増加した4店舗の業績は、2022年12月より当社業績に含まれております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は2,596百万円（前期比12.4%減）、セグメント利益（経常利益）は167百万円（前期比56.1%減）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用しない従来の方法によった場合の当連結会計年度における売上高は2,615百万円（前期比11.8%減）となります。収益認識会計基準等の適用によるセグメント利益（経常利益）への影響はありません。

(注) 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）：

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

ガバメントクラウド：

政府共通のクラウドサービスの利用環境。クラウドサービスの利点を最大限に活用することで、迅速、柔軟、かつセキュアでコスト効率の高いシステムを構築可能とするもの。

ブロックチェーン技術：

情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、データ改ざんが困難かつ、システムダウンに強い等の特徴を持つ。

Web 3. 0：

次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォームの支配を脱し、分散化されて個と個が繋がった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb 1. 0、スマートフォンとSNSに特徴づけられるWeb 2. 0に続くもの。

定常収入：

情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標のこと。

分散型ID：

ブロックチェーンの分散型台帳を利用することで、特定のプラットフォームに依存せずに、自分の情報を必要な範囲で提供できる技術。

企業集団のセグメント別売上高

| 期 別 セグメント別 | 第58期 〔自 2021年1月1日〕 〔至 2021年12月31日〕 | | 第59期（当連結会計年度） 〔自 2022年1月1日〕 〔至 2022年12月31日〕 | | 前 期 比 |
|---------------|--|-------|---|-------|-------|
| | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | % |
| 流通クラウド事業 | 4,021 | 30.4 | 4,284 | 35.1 | 106.5 |
| 官公庁クラウド事業 | 6,159 | 46.5 | 5,296 | 43.3 | 86.0 |
| ト ラ ス ト 事 業 | 95 | 0.7 | 47 | 0.4 | 50.0 |
| モバイルネットワーク事業 | 2,964 | 22.4 | 2,596 | 21.2 | 87.6 |
| 合 計 | 13,241 | 100.0 | 12,225 | 100.0 | 92.3 |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,751百万円となり、その主なものは不動産の取得、吸収合併による固定資産の取得、流通食品小売向け基幹業務クラウドサービスに関するソフトウェアの取得及び機能追加の開発のほか、仮想環境機器等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より長期借入金1,000百万円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年12月1日を効力発生日として、当社を存続会社とする吸収合併によりモバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープンプランの権利義務をそれぞれ承継いたしました。

④他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年7月14日付で、株式会社シナジーの全株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

また当社は、2022年11月30日付で、当社を株式交換完全親会社、モバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープンプランをそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。なお、上記③に記載のとおり、2022年12月1日付で両社をそれぞれ吸収合併いたしました。

(5) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式が大きく変化し、あらゆる産業において、新たなデジタル技術を使ったこれまでにないビジネスモデルの展開が急速に加速しております。各企業は競争力維持・強化のために、デジタルトランス・フォーメーション（DX）をスピーディーに進めており、足元では、クラウドサービス、RPA（注）、AI等に関する投資需要が旺盛な状況が続いております。

他方、DXの進展に伴い、業界を問わずデジタル人材の需要が高まっており、当社を含む情報サービス業界においては優秀な人材の確保が課題となっております。働き甲斐のある職場環境の整備などにより人材の確保に努めるほか、可能な限りソースコードを書かずにアプリケーションを迅速に開発するロ

ーコード、ノーコード開発手法を積極的に活用するなど開発効率向上への取組の推進が求められております。

このような経営環境のもと、当社グループはさらなる成長を実現するため、2023年2月14日に公表した「中期経営計画（2021年度～2025年度）トランスフォーメーション2025（2023年2月見直し版）」に基づき、「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」というブランドコンセプトのもと、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図りつつ、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

ITが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社グループのクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、テレワーク活用による運用・開発体制の分散化、クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理の強化、オフィス立地の見直し等により安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社グループは、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

また、当社グループのサービスの提供を通じて、顧客における生産性向上の実現に取り組んでまいります。

③ I T技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・A Iや、認証連携基盤等の先進的なI T技術に加え、ローコード、ノーコードをはじめとした開発効率向上につながる新たな開発手法への取組が重要であると認識しております。当社グループは、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのI T技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループの事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、認知度向上施策の実施等による採用力の強化や多様な働き方への対応、また、待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤ 生産性向上と働き甲斐のある職場づくり

従業員一人ひとりが能力と熱意を最大限に発揮することが、事業の健全な成長に不可欠であると考えております。「一人ひとりが主役～働き甲斐のある職場を作る～」をビジョンに掲げ、D Xの推進による生産性向上、これまでの仕事のあり方及び働き方の見直し、柔軟な勤務体系の導入による業務効率化などを進め、社員の健康を増進させ意欲が向上する職場づくりに取り組んでまいります。

⑥ グループ連携の強化

当社グループ企業との相乗効果を発揮するため、営業面、技術面での連携や人事交流を推進し、事業拡大に努めてまいります。また、当社グループ企業に対するマネジメントにつきましては、取締役及び監査役の派遣を行うなど、経営全般を支援してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

⑧ サステナビリティへの取組

当社は、「気高く、強く、一筋に ～皆で創り出す仕事を通じて社会の発展に貢献を～」を経営理念として掲げ、事業に取り組んでおります。この経営理念に基づき、当社の提供する情報技術やサービスを通じて、すべてのステークホルダーの皆様とともに、持続可能な社会の実現に貢献し続ける企業を目指しております。当社は、優先的に取り組むべき課題として、環境、社会、ガバナンスの観点から以下のとおり、7つの「重要課題（マテリアリティ）」を設定し、取組を推進してまいります。

| | |
|-------|----------------------|
| 環境 | 地球環境への貢献 |
| | 安全でロスのない食の流通 |
| 社会 | デジタル化の推進による効率的で豊かな社会 |
| | 文化と教育を通じて子供たちの成長を |
| | 健康で生き生きと働きがいのある職場づくり |
| | 安心・安全な地域の暮らし |
| ガバナンス | ガバナンス機能の強化 |

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

R P A (Robotic Process Automation) :

主にパソコンで作業している定型化された業務を、ソフトウエアロボットにより自動化・効率化すること。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 期 別 | 第56期 | 第57期 | 第58期 | 第59期(当連結会計年度) |
|-----------------------|-----|-----------|-----------|-----------|---------------|
| | | 2019年12月期 | 2020年12月期 | 2021年12月期 | 2022年12月期 |
| 売 上 高 (百万円) | | 10,449 | 12,777 | 13,241 | 12,225 |
| 経 常 利 益 (百万円) | | 460 | 951 | 958 | 1,141 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | | 280 | 644 | 645 | 909 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 28.44 | 62.43 | 62.55 | 87.35 |
| 総 資 産 (百万円) | | 9,638 | 10,053 | 9,682 | 12,705 |
| 純 資 産 (百万円) | | 4,474 | 5,047 | 5,418 | 7,101 |
| 1株当たり純資産 (円) | | 428.11 | 482.28 | 516.32 | 632.46 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 期 別 | 第56期 | 第57期 | 第58期 | 第59期(当事業年度) |
|-----------------|-----|-----------|-----------|-----------|-------------|
| | | 2019年12月期 | 2020年12月期 | 2021年12月期 | 2022年12月期 |
| 売 上 高 (百万円) | | 10,449 | 10,321 | 10,381 | 9,593 |
| 経 常 利 益 (百万円) | | 463 | 1,858 | 890 | 963 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | | 282 | 1,569 | 598 | 692 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 28.66 | 151.91 | 58.02 | 66.44 |
| 総 資 産 (百万円) | | 8,986 | 10,293 | 10,140 | 12,094 |
| 純 資 産 (百万円) | | 4,482 | 5,974 | 6,298 | 7,724 |
| 1株当たり純資産 (円) | | 428.39 | 572.07 | 601.42 | 688.54 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。

3. 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。このため、第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」は株式分割後の数値を表示しております。
4. 当社は、第57期において連結子会社である株式会社南大阪電子計算センターからの受取配当金1,000百万円を営業外収益として計上しております。これにより当期純利益及び1株当たり当期純利益が大幅に増加いたしました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主な事業内容 |
|-----------------|-------|----------|---|
| 株式会社南大阪電子計算センター | 80百万円 | 100% | 自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援 |
| 株式会社シナジー | 80百万円 | 100% | 文書管理システム等の自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング |

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

| 会社名 | 住所 | 帳簿価額の合計額 | 当社の総資産額 |
|-----------------|------------------|----------|-----------|
| 株式会社南大阪電子計算センター | 大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号 | 2,754百万円 | 12,094百万円 |

(8) 主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社2社で構成されており、当社グループの報告セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

| セグメント | 事業内容 |
|--------------|---|
| 流通クラウド事業 | 流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ r m s 基幹」を主力とした食品小売業向けサービス、大手食品卸売業を主要顧客としたE D I等の卸売業向けサービス、商品画像データベース等をクラウドで提供しております。 |
| 官公庁クラウド事業 | 地方自治体向けに行政情報システム等の導入、保守・運用サービス、防災行政無線システムをはじめとする通信システムの施工・保守を提供しております。また、小中学校向け校務支援クラウドサービスや医療機関間の医療情報連携クラウドサービスを提供しております。 |
| トラスト事業 | ブロックチェーン技術を活用したデジタル証明書発行サービス「C l o u d C e r t s」の提供のほか、タイムスタンプ「時刻認証業務認定事業者（T S A）」認定、「公的個人認証サービス プラットフォーム事業者」認定、「電子委任状取扱業務」認定を基礎に、マイナンバーカードを活用したトラストサービスを展開しております。 |
| モバイルネットワーク事業 | 株式会社N T T ドコモの一次代理店であるコネクシオ株式会社と締結している「代理店契約」に基づき、二次代理店として和歌山県下にドコモショップ11店舗を運営しております。 |

(9) 主要な事業所

① 当社

| 名 称 | 所 在 地 |
|----------------------|--------------|
| 本 社 | 和歌山県和歌山市 |
| 東 日 本 支 社 | 東京都港区 |
| 西 日 本 支 店 | 大阪市淀川区 |
| 海 南 支 店 | 和歌山県海南市 |
| 田 辺 支 店 | 和歌山県田辺市 |
| シ ン ガ ポ ー ル 支 店 | シンガポール |
| 新 宮 営 業 所 | 和歌山県新宮市 |
| 奈 良 営 業 所 | 奈良県奈良市 |
| 福 岡 営 業 所 | 福岡市博多区 |
| 札 幌 オ フ ィ ス | 札幌市中央区 |
| 仙 台 オ フ ィ ス | 仙台市青葉区 |
| 静 岡 オ フ ィ ス | 静岡市葵区 |
| ドコモショップ 南海市駅前店 | 和歌山県和歌山市 |
| ドコモショップ JR和歌山駅前店 | 和歌山県和歌山市 |
| ドコモショップ 延 時 店 | 和歌山県和歌山市 |
| ドコモショップ セントラルシティ和歌山店 | 和歌山県和歌山市 |
| ドコモショップ 岩 出 店 | 和歌山県岩出市 |
| ドコモショップ 橋 本 店 | 和歌山県橋本市 |
| ドコモショップ 橋本彩の台店 | 和歌山県橋本市 |
| ドコモショップ かつらぎ店 | 和歌山県伊都郡かつらぎ町 |
| ドコモショップ 田 辺 店 | 和歌山県田辺市 |
| ドコモショップ 新 宮 店 | 和歌山県新宮市 |
| ドコモショップ 申 本 店 | 和歌山県東牟婁郡申本町 |

- (注) 1. 2022年2月28日付で名古屋営業所を廃止いたしました。
 2. 2022年7月16日付で浜松町オフィスを廃止し、東日本支社へ統合いたしました。
 3. 2022年12月1日付でドコモショップ延時店、セントラルシティ和歌山店、新宮店、申本店を開業いたしました。

② 子会社

株式会社南大阪電子計算センター

本社（大阪府貝塚市）、和歌山支社（和歌山県和歌山市）、
奈良支社（奈良県葛城市）

株式会社シナジー

本社（沖縄県宜野湾市）、東京支社（東京都港区）、
名古屋支社（名古屋市中区）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 808名 | 128名増 |

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）95名は含んでおりません。
2. 前連結会計年度末に比べ「従業員数」が128名増加しておりますが、主として株式会社シナジーが連結子会社となったこと、並びにモバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープランを吸収合併したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 573名 | 67名増 | 37.2歳 | 9.3年 |

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）50名は含んでおりません。
2. 前事業年度末に比べ「従業員数」が67名増加しておりますが、主としてモバイル・メディア・リンク株式会社及び株式会社ケイオープランを吸収合併したことによるものであります。

(11) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------------|-----------|
| | 百万円 |
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行 | 1,437 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 703 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 | 478 |
| 和 歌 山 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会 | 140 |

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,104,108株（自己株式216,067株を除く）
 (3) 株主数 4,967名
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 サ イ バ ー コ ア | 2,400,000株 | 21.61% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 641,200株 | 5.77% |
| サイバーリンクス従業員持株会 | 393,040株 | 3.54% |
| 村 上 恒 夫 | 384,757株 | 3.46% |
| 一般財団法人サイバーリンクス福祉財団 | 300,000株 | 2.70% |
| 上 岡 兼 千 代 | 280,038株 | 2.52% |
| 岡 三 証 券 株 式 会 社 | 257,900株 | 2.32% |
| 小 池 秀 之 | 194,880株 | 1.76% |
| 小 池 陽 子 | 194,880株 | 1.76% |
| 株 式 会 社 紀 陽 銀 行 | 189,912株 | 1.71% |

（注）持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

| 区分 | 株 式 数 | 交 付 対 象 者 数 |
|----------------------------|--------|-------------|
| 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） | 9,396株 | 4名 |
| 社外取締役（監査等委員である取締役を除く） | 一株 | 一名 |
| 監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役 | 一株 | 一名 |

- （注）1. 当事業年度中に退任した取締役1名を含めております。
 2. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4) 取締役の報酬等の額等」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

| 名称 (発行決議日) | 新株予約 権の数 | 目的となる株式 の種類及び数 | 保有 者数 | 行使価額 | 行使期間 |
|-------------------------------|-------------|-------------------|----------|---------|------------------------------|
| 第1回株式報酬型新株予約権 (2015年3月27日) | 68個 | 普通株式 13,600株 | 3名 | 1株当たり1円 | 2015年5月1日から 2045年4月30日まで |
| 第2回株式報酬型新株予約権 (2016年3月29日) | 103個 | 普通株式 20,600株 | 3名 | 1株当たり1円 | 2016年4月29日から 2046年4月28日まで |
| 第3回株式報酬型新株予約権 (2017年3月28日) | 92個 | 普通株式 18,400株 | 3名 | 1株当たり1円 | 2017年4月18日から 2047年4月17日まで |
| 第4回株式報酬型新株予約権 (2018年3月27日) | 77個 | 普通株式 15,400株 | 3名 | 1株当たり1円 | 2018年4月17日から 2048年4月16日まで |
| 第5回株式報酬型新株予約権 (2019年3月27日) | 96個 | 普通株式 19,200株 | 3名 | 1株当たり1円 | 2019年4月16日から 2049年4月15日まで |
| 第6回株式報酬型新株予約権 (2020年3月27日) | 149個 | 普通株式 29,800株 | 3名 | 1株当たり1円 | 2020年4月21日から 2050年4月20日まで |
| 第7回株式報酬型新株予約権 (2021年3月30日) | 57個 | 普通株式 5,700株 | 3名 | 1株当たり1円 | 2021年4月20日から 2051年4月19日まで |

(注) 1. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

2. 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。
新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 社外取締役（監査等委員を除く）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

- ③ 取締役（監査等委員）の保有する新株予約権等
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等
の状況
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 村 上 恒 夫 | 株式会社南大阪電子計算センター 取締役 株式会社シナジー 取締役 |
| 常 務 取 締 役 | 東 直 樹 | 公共クラウド事業部担当 株式会社南大阪電子計算センター 取締役 株式会社シナジー 取締役 |
| 常 務 取 締 役 | 湯 川 隆 志 | モバイルネットワーク事業部担当 |
| 取 締 役 | 桂 靖 雄 | |
| 取 締 役 | 武 田 好 修 | |
| 取 締 役 (常勤監査等委員) | 佐 藤 正 光 | 株式会社南大阪電子計算センター 監査役 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 潰 瀧 順 一 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 豊 田 泰 史 | あすか綜合法律事務所 所長 |

- (注) 1. 桂靖雄氏、武田好修氏、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏は、社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 佐藤正光氏は、長年にわたり管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 豊田泰史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、桂靖雄氏、武田好修氏、潰瀧順一氏及び豊田泰史氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 取締役秀祐而氏は、死去により2022年11月25日付で退任いたしました。
また、取締役会長上岡兼千代氏及び取締役宇治保氏は、2022年12月21日付で当社会社である株式会社南大阪電子計算センターの代表取締役会長及び代表取締役社長をそれぞれ退任したことに伴い、同日付で当社取締役を退任いたしました。
7. 当事業年度中に辞任した取締役

| 氏名 | 辞任日 | 辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|-------------|----------------------------------|
| 秀 祐 而 | 2022年11月25日 | 取締役 流通クラウド事業本部長 |
| 上岡兼千代 | 2022年12月21日 | 取締役会長 株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役会長 |
| 宇 治 保 | 2022年12月21日 | 取締役 株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役社長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の役員、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担していません。

当該保険契約は、被保険者が株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟等により負担することになる争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としています。

(4) 取締役の報酬等の額等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決定された方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等に関する方針と手続は以下のとおりであります。

【役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定方法】

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額又はその算定方法の決定方針については、社外取締役を含む取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の額の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、2022年4月15日付で取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬

等の額又はその算定方法の決定方針については、指名・報酬委員会の答申を受けた上で、取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の額の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

【役員報酬等の基本的な考え方】

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することとしております。

【役員報酬等の内容】

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬
固定報酬（基本報酬）及び賞与、非金銭報酬（譲渡制限付株式）で構成する。ただし、社外取締役、非業務執行取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内、譲渡制限付株式の総額は株主総会が決定した譲渡制限付株式総額の限度内とする。

（基本報酬及び賞与）

基本報酬は、月次で支給するものとし、他社水準を参考として、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、役位を勘案して評価配分を決定し、原則一定の時期に支給する。

なお、各取締役の基本報酬及び賞与の額は、社外取締役が出席する取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分とする。

なお、2022年4月15日付で任意の指名・報酬委員会を設置しており、各取締役の基本報酬及び賞与の額は、指名・報酬委員会に原案を諮問し、答申を得たのち、取締役会で決議することとしております。

（譲渡制限付株式）

譲渡制限付株式は、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的とし

て、原則として各取締役の在任中に毎年1回当社株式を割り当てる。各取締役の割当数は、「株式報酬規程」に基づき取締役会にて決定する。譲渡制限付株式数計算の基準額は、譲渡制限付株式割当決議時の各取締役の報酬額に当該規程に定める比率を乗じて算定する。このため、基本報酬及び賞与と譲渡制限付株式の割合は変動するものとする。

・ 監査等委員である取締役報酬

基本報酬のみで構成する。基本報酬は月次で支給するものとし、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とする。各取締役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査等委員である取締役の協議により決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額250百万円以内（内、社外取締役分は30百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（内、社外取締役1名）です。

また当該金銭報酬とは別枠で、2022年3月29日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額20百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年3月30日開催の第57期定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（内、社外取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬等の額は、社外取締役が出席する取締役会からの一任により、当社代表取締役社長である村上恒夫が決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としており、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門、業績や会社運営への貢献等について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、譲渡制限付株式報酬の個人別の割当株式数は、「株式報酬規程」に基づき取締役会にて決定しております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (人) |
|--------------------------------|---------------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役（監査等委員 を除く） （うち社外取締役） | 103 (5) | 94 (5) | — (—) | 8 (—) | 6 (2) |
| 取締役（監査等委員） （うち社外取締役） | 13 (4) | 13 (4) | — (—) | — (—) | 3 (2) |

- (注) 1. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は5名（うち社外取締役2名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役2名）であります。取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名を含めており、また無報酬の取締役2名を含めておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は、当社の株式であり、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名 | 重要な兼職先 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|------------------|-------|---------------|--------------------|
| 社外取締役 (監査等委員) | 豊田 泰史 | あすか総合法律事務所 所長 | 重要な取引その他の関係はありません。 |

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要 |
|------------------|---------|--|
| 社外取締役 | 桂 靖 雄 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。 豊富な経営経験と幅広い見識を活かし、期待された役割に基づき独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。 |
| | 武田 好 修 | 就任後に開催された取締役会16回のうち14回に出席いたしました。 豊富な経営経験とテクノロジーに対する深い見識を活かし、期待された役割に基づき独立した客観的立場から経営の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言、提言を行っております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 潰 瀧 順 一 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。 行政分野における経験と幅広い見識から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。 |
| | 豊田 泰史 | 当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、また監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。 弁護士としての専門的知識と豊富な経験から、期待された役割に基づき議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定及びその監督をする役割を果たしております。 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|--|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注） | 49百万円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 49百万円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等について確認を行い、監査等委員会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、「会計監査人の評価および選定基準」に基づき、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任又は不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、監査等委員会規程に則り、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会で協議のうえ、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(取締役会における決議の内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- ② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- ③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- ④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- ⑥ 監査等委員会は、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
 - ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
 - ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。

④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。

・内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務は、内部監査室においてこれを補助する。内部監査室の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。

② 内部監査室の従業員は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く）・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

① 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査等委員会に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。

② 当社取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行う。

- ③ 子会社の役員及び従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役及び取締役会に報告を行う。
- ⑤ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
- ② 監査等委員会は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く）又は従業員等とその説明を求めることができる。また、監査等委員会が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
- ③ 監査等委員会は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

(当事業年度における運用状況の概要)

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

当社では全役職員を対象に、コンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引防止、ハラスメント問題に関する研修を実施しております。

また、当社グループの全役職員を対象に、コンプライアンスの啓蒙活動の一環として、コンプライアンス確認テスト及びコンプライアンス意識調査をそれぞれ1回実施しております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月1回開催しており、臨時取締役会を含め20回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査等委員会の開催状況

監査等委員会は月1回開催しており、臨時監査等委員会を含め14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という。）」は3ヶ月に1回開催しており、臨時委員会を含め26回開催し、当社グループの企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査等委員である取締役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|---------------|----------------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 6,176 | 流 動 負 債 | 2,855 |
| 現金及び預金 | 2,258 | 買掛金 | 791 |
| 売掛金 | 1,941 | 1年内償還予定社債 | 14 |
| 契約資産 | 960 | 1年内返済予定長期借入金 | 436 |
| リース債権及びリース投資資産 | 242 | リース債務 | 30 |
| 商品及び製品 | 203 | 未払法人税等 | 237 |
| 仕掛品 | 300 | 契約負債 | 525 |
| 原材料及び貯蔵品 | 12 | 資産除去債務 | 5 |
| その他 | 264 | 賞与引当金 | 43 |
| 貸倒引当金 | △7 | 受注損失引当金 | 9 |
| | | その他 | 761 |
| 固 定 資 産 | 6,529 | 固 定 負 債 | 2,748 |
| 有 形 固 定 資 産 | 3,528 | 社債 | 30 |
| 建物及び構築物 | 1,074 | 長期借入金 | 2,595 |
| 土地 | 1,974 | リース債務 | 48 |
| 建設仮勘定 | 28 | 繰延税金負債 | 0 |
| その他 | 450 | 資産除去債務 | 63 |
| 無 形 固 定 資 産 | 2,272 | その他 | 10 |
| のれん | 1,321 | 負 債 の 部 合 計 | 5,603 |
| ソフトウェア | 428 | 純 資 産 の 部 | |
| ソフトウェア仮勘定 | 479 | 科 目 | 金 額 |
| その他 | 43 | 株 主 資 本 | 7,023 |
| 投資その他の資産 | 728 | 資 本 金 | 858 |
| 投資有価証券 | 14 | 資 本 剰 余 金 | 2,158 |
| 繰延税金資産 | 335 | 利 益 剰 余 金 | 4,317 |
| その他 | 381 | 自 己 株 式 | △311 |
| 貸倒引当金 | △1 | 新 株 予 約 権 | 78 |
| 資 産 の 部 合 計 | 12,705 | 純 資 産 の 部 合 計 | 7,101 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 12,705 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

〔2022年1月1日から
2022年12月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高 | | 12,225 |
| 売上原価 | | 8,221 |
| 売上総利益 | | 4,003 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,876 |
| 営業利益 | | 1,127 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4 | |
| 受取配当金 | 0 | |
| 不動産賃貸料 | 14 | |
| その他 | 10 | 29 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 11 | |
| 不動産賃貸原価 | 2 | |
| その他 | 0 | 14 |
| 経常利益 | | 1,141 |
| 特別利益 | | |
| 段階取得に係る差益 | 79 | 79 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | 0 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 1,221 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 382 | |
| 法人税等調整額 | △70 | 311 |
| 当期純利益 | | 909 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 909 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

〔2022年1月1日から〕
〔2022年12月31日まで〕

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|------|------------|-------|-------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| 当期首残高 | 851 | 1,303 | 3,496 | △311 | 5,340 | 78 | 5,418 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | 35 | | 35 | | 35 |
| 会計方針の変更を反映し た当期首残高 | 851 | 1,303 | 3,532 | △311 | 5,376 | 78 | 5,454 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約 権の行使） | 0 | 0 | | | 1 | | 1 |
| 新株の発行（譲渡制限 付株式報酬） | 5 | 5 | | | 11 | | 11 |
| 株式交換による増加 | | 847 | | | 847 | | 847 |
| 剰余金の配当 | | | △124 | | △124 | | △124 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 909 | | 909 | | 909 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | △0 | △0 |
| 当期変動額合計 | 6 | 854 | 785 | － | 1,646 | △0 | 1,646 |
| 当期末残高 | 858 | 2,158 | 4,317 | △311 | 7,023 | 78 | 7,101 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 4,468 | 流動負債 | 1,945 |
| 現金及び預金 | 1,104 | 買掛金 | 611 |
| 売掛金 | 1,138 | 1年内返済予定長期借入金 | 394 |
| 契約資産 | 550 | リース債務 | 2 |
| 商仕掛 | 198 | 未払金 | 226 |
| 材料及び貯蔵品 | 265 | 未払費用 | 155 |
| 前払費用 | 8 | 未払法人税等 | 112 |
| 関係会社短期貸付金 | 164 | 契約負債 | 279 |
| その他 | 1,000 | 預り金 | 108 |
| 貸倒引当金 | 39 | 前受収 | 0 |
| | △1 | 資産除去債務 | 5 |
| 固定資産 | 7,626 | 賞与引当金 | 43 |
| 有形固定資産 | 3,143 | 受注損失引当金 | 3 |
| 建物 | 853 | その他の | 3 |
| 構築物 | 43 | 固定負債 | 2,424 |
| 機械装置 | 0 | 長期借入金 | 2,364 |
| 車両運搬具 | 1 | リース債務 | 3 |
| 工具、器具及び備品 | 337 | 資産除去債務 | 53 |
| 土地 | 1,880 | その他の | 2 |
| リース資産 | 7 | 負債の部合計 | 4,370 |
| 建設仮勘定 | 18 | | |
| 無形固定資産 | 1,003 | 純資産の部 | |
| のれん | 129 | 科目 | 金額 |
| ソフトウェア | 394 | 株主資本 | 7,645 |
| ソフトウェア仮勘定 | 479 | 資本金 | 858 |
| 投資その他の資産 | 3,479 | 資本剰余金 | 2,158 |
| 投資有価証券 | 14 | 資本準備金 | 2,155 |
| 関係会社株式 | 2,935 | その他資本剰余金 | 2 |
| 出資金 | 0 | 利益剰余金 | 4,940 |
| 従業員に対する長期貸付金 | 1 | 利益準備金 | 7 |
| 破産更生債権等 | 1 | その他利益剰余金 | 4,933 |
| 長期前払費用 | 166 | 別途積立金 | 190 |
| 繰延税金資産 | 254 | 繰越利益剰余金 | 4,743 |
| その他の | 107 | 自己株式 | △311 |
| 貸倒引当金 | △1 | 新株予約権 | 78 |
| 資産の部合計 | 12,094 | 純資産の部合計 | 7,724 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 12,094 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔2022年1月1日から
2022年12月31日まで〕

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------------|-----|-------|
| 売 上 高 | | 9,593 |
| 売 上 原 価 | | 6,385 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,208 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,265 |
| 営 業 利 益 | | 943 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 4 | |
| 受 取 配 当 金 | 0 | |
| 不 動 産 賃 貸 料 | 14 | |
| 経 営 指 導 料 | 7 | |
| そ の 他 | 8 | 34 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 11 | |
| 不 動 産 賃 貸 原 価 | 2 | |
| そ の 他 | 0 | 14 |
| 経 常 利 益 | | 963 |
| 特 別 損 失 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 | 0 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 963 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 257 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | 13 | 271 |
| 当 期 純 利 益 | | 692 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔2022年1月1日から〕
〔2022年12月31日まで〕

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|-----------------------------|---------|-------|--------------|-------------|-----------|-------------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利 益 剰 余 金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 当期首残高 | 851 | 1,300 | 2 | 1,303 | 7 | 190 | 4,178 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | | | | | | | △3 |
| 会計方針の変更を反映し た当期首残高 | 851 | 1,300 | 2 | 1,303 | 7 | 190 | 4,175 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行（新株予約 権の行使） | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 新株の発行（譲渡制限 付株式報酬） | 5 | 5 | | 5 | | | |
| 株式交換による増加 | | 847 | | 847 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △124 |
| 当期純利益 | | | | | | | 692 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額） | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 6 | 854 | - | 854 | - | - | 567 |
| 当期末残高 | 858 | 2,155 | 2 | 2,158 | 7 | 190 | 4,743 |

| | 株 主 資 本 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|------|------------|-------|-------|
| | 利益剰余金 利益剰余金 合計 | 自己株式 | 株主資本 合計 | | |
| 当期首残高 | 4,376 | △311 | 6,220 | 78 | 6,298 |
| 会計方針の変更による 累積的影響額 | △3 | | △3 | | △3 |
| 会計方針の変更を反映し た当期首残高 | 4,372 | △311 | 6,216 | 78 | 6,295 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行（新株予約 権の行使） | | | 1 | | 1 |
| 新株の発行（譲渡制限 付株式報酬） | | | 11 | | 11 |
| 株式交換による増加 | | | 847 | | 847 |
| 剰余金の配当 | △124 | | △124 | | △124 |
| 当期純利益 | 692 | | 692 | | 692 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額） | | | | △0 | △0 |
| 事業年度中の変動額合計 | 567 | - | 1,429 | △0 | 1,429 |
| 当期末残高 | 4,940 | △311 | 7,645 | 78 | 7,724 |

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年2月23日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 川 賢 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 桂 雄一郎 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月23日

株式会社 サイバーリンクス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大 阪 事 務 所

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 藤 川 賢 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 桂 雄一郎 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2022年1月1日から2022年12月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等により、内部統制部門と連携の上、監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に従い、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社サイバーリンクス 監査等委員会

取締役 常勤監査等委員 佐藤 正 光 ㊟

社外取締役 監査等委員 潰 瀧 順 一 ㊟

社外取締役 監査等委員 豊 田 泰 史 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
TEL 073-425-3333 (代表)



交通

- J R 「和歌山駅」中央改札口より徒歩1分
- 南海「和歌山市駅」より車で約15分
- 「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)